



2022年(令和4年)度

# 安全衛生基本実施事項

令和4年4月～令和5年3月



坂下組



株式会社 坂下組

## 目 次

1. 社長メッセージ	P 1
2. 安全衛生方針	P 2
3. 令和4年度 安全衛生目標	P 3～4
4. 令和4年度 安全衛生計画	P 5
5. 安全衛生基本実施事項・具体策	P 6～P 11
6. 安全衛生管理活動の留意事項	P 12
7. 株式会社 坂下組 安全施工サイクル	P 13

# 社 長 メッセージ

2022年(令和4年)度「安全衛生基本実施事項」の発表に当たり、ご挨拶申し上げます。

皆様方には、日頃より職場の安全衛生活動の推進に際し、深いご理解と惜しみないご協力を戴いておりますことを心より感謝申し上げます。

令和3年も、新型コロナウイルス感染症の変異株発生を伴う世界的な流行により、国民生活や経済活動が大きな影響を受けました。当県も感染防止対策として「まん延防止等重点措置」が発出され、当社としても、店社・作業所が一体となって、徹底した感染拡大防止に取り組んでまいりました。本年度も引き続き感染拡大防止に向けた対応に取り組みつつ、労働災害防止活動を推進する必要があります。

令和3年の建設業における労働災害は、令和4年3月現在、死亡者数283人で前年同期比30人増加し、死傷者数も前年同期比1,107人増加しております。特に、当社の重点実施防止対策の一つに掲げてある墜落・転落災害については、死亡者109人で前年同期比15人増、死傷者についても前年同期比108人増と多いことから、引き続き高所作業時における安全対策等の法令を遵守し、「墜落・転落災害ゼロ」に真摯に取り組むことが重要です。

今後も、自然災害からの復旧・復興や防災・減災のためのインフラ整備等による工事量増加に加え、現場管理者や技能労働者不足、建設業従事者の高齢化や過重労働による疲労・ストレスに起因する労働災害の増加が懸念されます。

当社においては、令和3年度は重大な事故こそ無かったものの、不休災害が発生しております。今後とも、「安全衛生パトロール」・「ヒヤリハット」・「労働災害報告」等での要因別分析等を踏まえた教育・指導を推進し、労働災害防止対策が店社・作業所において円滑かつ効果的に講じられるよう、ニューコスモスとして認定・更新された『建設業労働安全衛生マネジメントシステム「SAKASHITA・COHSMS」』を確実に運用してまいります。

また、これまでのヒヤリハット報告に代り、昨年10月より建災防方式「新ヒヤリハット報告」を用いて労働災害防止対策を図っており、また、建設工事従事者の心身の健康をも踏まえた健康障害防止対策・メンタルヘルス対策についても取り組んでおります。

皆様におかれましても、当社の様々な活動を通じて、「安全衛生管理」が全てに優先することを改めて認識し、「労働安全衛生関係法令等を遵守」の上で、自主的な安全衛生活動の活性化を図っていただきたく存じます。

今年度の、「安全衛生基本実施事項」を契機として、各職場においては安全衛生意識の一層の高揚を図るとともに、関係者が一丸となって安全衛生活動を効果的かつ着実に実行していただきますようお願いします。なお、当社としても皆様方が安心して、健康に働く快適な職場環境づくりを今後とも進めていく所存ですので、尚一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

# 安全衛生方針

当社は、安全で、心身の健康を保持増進できる快適な職場環境の形成を図り、安全衛生管理の原点にある「人間尊重」の理念の実現を目指す。

1. 労働災害の防止は、企業経営の基盤をなす重要課題であり、最優先して取り組む。
2. 心身の健康の保持増進を図る。
3. SAKASHITA・COHSMSを適切に実施し、運用する。
4. 労働安全衛生関係法令及び社内規定を遵守する。
5. 店社と作業所が一体となって、安全衛生活動を展開し、安全衛生水準の向上に努める。

株式会社 坂下組

代表取締役社長 坂下利博

# 2022年(令和4年)度 安全衛生目標

基本目標

重大災害・公衆災害 の 「ゼロ達成」

管理目標

- |                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| ①リスクアセスメントの確実な実施100% | ⑤飛来・落下災害、転倒災害ゼロ   |
| ②墜落・転落災害ゼロ           | ⑥交通労働災害ゼロ         |
| ③建設機械・クレーン等災害ゼロ      | ⑦有害物質との接触・熱中症災害ゼロ |
| ④倒壊・崩壊災害ゼロ           | ⑧健康障害・感染ゼロ        |

## 重点実施事項

### 【最重要実施事項】 リスクアセスメントの確実な実施

- ①リスクアセスメントに基づいて店社・作業所内の体制の整備と施工計画書（作業計画書・作業手順書含む）作成時におけるリスクアセスメントの確実な実施。
- ②リスクアセスメントに必要な機械等の仕様書、災害事例等の情報の入手と、その結果を作業計画・作業手順、安全工程打ち合せへ反映し、実施状況を確認。
- ③作業所で使用される有機溶剤等の化学物質に対する必要な情報（SDS等）の入手とリスクアセスメントの実施。

### (1) 墜落・転落災害防止対策の徹底

- ①安全な作業床の設置。
- ②その日の作業開始前に手すりなどの「足場用墜落防止設備」の点検と、異常を認めた場合は、直ちに補修することの徹底。
- ③高所作業時は安全帯を使用。
- ④高所作業については、作業手順を事前に検討して作業者に周知徹底。
- ⑤はしご、脚立は丈夫な構造のもので、著しく損傷、変形等がないものを使用する。
- ⑥開口部・作業床の端部には、開口部の防護設備、及び滑動防止措置を講じた覆いを設ける。

### (2) 建設機械・クレーン等災害防止対策の徹底

- ①各建設機械の種類ごとの安全対策の充実。
- ②センサー機能による危険予知システムの採用及び周辺作業員への危険体感教育等の実施。
- ③建設機械の作業半径内の立ち入り禁止及び荷の吊り上げ作業時は、吊り荷の下への、立ち入り禁止を徹底する。
- ④車両系建設機械作業等で、誘導者を配置するときは、一定の合図を定め、誘導者による合図を行う。
- ⑤解体工事においては、解体用機械の運転者及び周辺作業者に対する安全教育の実施と安全対策の徹底を図る。

### (3) 倒壊・崩壊災害防止対策の徹底

- ①仮設構造物の土止め支保工・型枠支保工・足場等は安全性を十分考慮し、耐えられる強度を確保する。
- ②仮設構造物の土止め支保工・型枠支保工・足場等を組み立てる時は作業の方法、順序等の作業計画を定め、計画に従って組み立てる。又、解体も作業計画通り行う。
- ③地山の掘削等の斜面崩壊による労働災害対策はガイドラインに基づいた点検・監視・防止措置を講じる。
- ④型枠支保工の組み立て作業等、作業主任者の選任を必要とする作業は、作業主任者の直接の指揮の下で作業をする。

### (4) 飛来・落下災害防止対策の徹底

- ①足場、型枠支保工の組み立て・解体時等の作業は、安全ネット・防護柵等の設備を講じる。
- ②材料落下防止のため作業床の端に幅木、メッシュシート又は防護網等を設ける。
- ③材料等を仮置きする場合は、材料等をロープ掛け、シート等により、風、振動等による倒壊及び落下防止の措置を講じる。
- ④資材置き場等での荷の運搬取り扱いは、荷崩れによる災害を防止するため、高さ2メートル以内にとどめるとともに通路を確保する。
- ⑤作業の性質上やむを得ず上下作業を行う場合には、作業間の連絡調整を徹底させるとともに、部材、工具類を落下させないように、作業者に吊り網、吊り袋等を使用させる。

### (5) 転倒災害防止対策の徹底

- ①作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消を講じる。
- ②5S(整理、整頓、清掃、清潔、躰)の徹底により、床面の障害物の撤去を講じる。
- ③エイジフレンドリーガイドラインに基づいた、働く高齢者の特性に配慮した対策を講じる。

## (6) 交通労働災害防止対策の徹底

- ①「交通労働災害防止のためのガイドライン」（厚生労働省）に基づく、運転者に対する交通安全教育、ながら運転や長時間継続した運転の禁止等の交通安全管理実施。
- ②事業所と現場の車両移動時及び作業終了後の運転者の休養等、疲労軽減への配慮や交通安全情報マップ等による危険情報の共有。
- ③工事用車両等の運行について、事前の運行経路の選定、現場内での速度制限、安全標識の設置、誘導者の配置等の計画的な実施。
- ④安全運転管理者による酒気帯び有無の確認をする。確認した内容を記録し、1年間保存する。

## (7) 石綿障害予防対策の徹底

- ①建築物の解体・改修工事において、改正石綿障害予防規則に対応した石綿含有材の有無について建築物石綿含有建材調査者による事前調査の確実な実施と記録保存（3年間）。
- ②調査結果に基づき石綿含有建材が確認された場合、除去等の工事計画の所轄労働基準監督署への届け出（14日前まで）と「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づいた対策の確実な実施。
- ③石綿が含まれる成形板など除去工事は切断・破碎等によらない方法で行い、切断・破碎等が必要な場合は湿潤化及び作業場の隔離の確実な実施と確認。
- ④石綿等を取り扱う作業における特別教育の実施及び石綿作業主任者の選任による直接指導。
- ⑤石綿等の含有レベルに適合した電動ファン付呼吸用保護具や保護衣の使用。
- ⑥周辺住民への石綿ばく露防止のため、適切な作業方法の遵守。
- ⑦除去工事終了後の隔離解除前の有資格者による石綿等の取り残しの有無の確認。
- ⑧石綿が含まれている建築物、工作物の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年保存の徹底。

## (8) 粉じん障害防止、振動・騒音障害予防対策の徹底

- ①建築物の解体工事等における湿潤化及び粉じん等の飛散防止対策の徹底。
- ②ずい道等建設工事における粉じん対策を推進するため、掘削作業・ずり積込み作業による粉じん発散を防止するため、湿潤化等の措置を講ずる。また、坑内の粉じん濃度を減少させるため、換気装置等による換気を行う。
- ③金属等の研磨作業、はつり、解体作業等に係わる粉じん障害防止対策の徹底。
- ④アーク溶接作業・金属等の研磨作業、はつり・解体作業等に係る粉じん発散低減措置及び有効な呼吸用保護具等の使用の徹底。
- ⑤ロックウールのばく露等による健康障害防止のため作業手順を定め作業させる。
- ⑥じん肺健康診断の実施の徹底。
- ⑦振動工具による振動障害を予防するための作業手順を定め作業する。また、振動工具を用いた作業は、ばく露時間を定めた作業計画を作成し作業する。
- ⑧「騒音障害防止のためのガイドライン」（厚生労働省）を遵守し、騒音障害を防止する。

## (9) 热中症予防対策の徹底

- ①「STOP! 热中症 クールキャンペーン」（厚生労働省）に基づく対策の実施。
- ②「热中症予防のための労働衛生教育」の実施。
- ③高音多湿な作業環境における空調服・クールベスト等の導入。
- ④屋外作業において、直射日光を遮ることのできる日よけ等の設置及び涼しい休憩場所や体を冷やすことのできる設備の設置。
- ⑤JIS規格に適合したWBGT値測定器による、測定結果に基づく適切な休憩時間や作業休止時間を設け、作業者の疲労回復を図ると共に、十分な水分・塩分の補給ができるよう冷水やスポーツドリンク等の常備。
- ⑥作業者の日常の健康状態を把握すると共に、作業中は、作業者の健康状態に異常がないか確認のための現場巡視の実施。

## (10) 化学物質等の危険有害性防止対策の徹底

- ①化学物質の危険有害性による、作業者の健康障害を防止するため、店社のリスクアセスメント実施手順により「化学物質を取り扱うリスクアセスメント」を実施し措置を講じる。
- ②作業者に対して、有害物質の危険有害性等について労働衛生教育を実施する。また、定期的にパトロール等を実施し、リスクアセスメントの実施における措置の実施状況を確認する。

## (11) 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底

- ①出勤前の検温等による体調確認と異常があった場合の連絡の徹底。
- ②作業開始前の検温等による体調確認の徹底。
- ③手洗いやマスクの着用など、感染防止対策の徹底。
- ④事務所や休憩所、トイレ等、複数人が使用する場所の定期的な清掃・洗浄・消毒実施。
- ⑤三つの密（密閉・密集・密接）を避けた作業管理体制の確立。
- ⑥「建設現場における新型コロナウイルス感染拡大防止チェックリスト」（建災防）やポスター等を活用した感染防止対策の徹底。

## (12) 健康障害防止対策、メンタルヘルス対策の徹底

- ①長時間にわたる過重労働を排除するため、時間外労働・休日労働の削減・年次有給休暇の取得促進。
- ②健康診断の確実な実施及びその結果に基づいた就業上の措置の徹底。
- ③ストレスチェックを確実に実施する。また、建設現場に特化したメンタルヘルス対策である「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」等を活用したメンタルヘルス対策及び職場環境改善の取り組みの実施。

## 令和4年度 安全衛生計画

点検・評価報告

報告部署作業所名

部門長又は所長名

## 工 期

報告期限 工事完

上期 =  
二期

上期・下期の報告は、提出欄に印を入れるこ

上期・下期の報告は、提出欄  
印を入れる

安全衛生方針	<p><b>当社は、安全で、心身の健康を保持増進できる快適な職場環境の形成を図り、安全衛生管理の原点にある「人間尊重」の理念の実現を目指す。</b></p> <p>① 労働災害の防止は、企業経営の基盤をなす重要課題であり、最優先して取り組む。          ② 心身の健康の保持増進を図る。          ③ SAKASHITA・COHMS を適切に実施し、運用する。          ④ 労働安全衛生関係法令及び社内規定を遵守する。          ⑤ 店社と作業所が一体となって、安全衛生活動を展開し、安全衛生水準の向上に努める。</p>	書式 - 5.1.11 2022.3.15現在
安全衛生目標	<b>重大災害・公衆災害の「ゼロ達成」を目指す。</b> 基本目標 管理目標	<p>① リスクアセスメントの確実な実施100%      ⑤ 飛来・落下災害、転倒災害ゼロ          ② 墜落・転落災害ゼロ      ⑥ 交通労働災害ゼロ          ③ 建設機械・クレーン等災害ゼロ      ⑦ 有害物質との接触、熱中症災害ゼロ          ④ 倒壊・崩壊災害ゼロ      ⑧ 健康障害、感染ゼロ</p>

(注) ① 目標及び目標結果: 数値(○〇%)で記入する。 ② 評価: 目標結果に対する自己評価及び今後の課題に対する対策・予防策を記入する。施工計画検討会の開催日を記入する。 ③ 報告期限: 指定後10日以内に報告する。 ④ 年間スケジュール: 該当欄に●印する。

# 安全衛生基本実施事項・具体策

## 1. SAKASHITA・COHSMSの実施・運用について

- ① 店社・作業所は、リスクアセスメントに基づく低減措置を施工計画、作業計画・作業手順へ反映し、リスクアセスメント低減措置の実施と実施状況の記録確認を行い、労働災害の未然防止と安全衛生管理水準の向上を目指すため、適切に実施・運用する。  
施工計画時に、化学物質を取り扱う作業を把握し、その作業のリスク情報を入手し、建設工事従事者の健康障害防止に努める。
- ② 施工計画検討会で作業所の特性を考慮した災害防止対策を確立する。  
施工計画検討会記録・施工計画書・工事安全衛生管理計画表で、施工計画・安全衛生対策等を明らかにする。  
「作業所安全衛生目標」は、店社リスクアセスメント（RA）を確認し、作業所リスクアセスメント（RA）を実施し、目標を定め明らかにする。  
また、作業所リスクアセスメント実施時は、化学物質を取り扱う作業のリスクアセスメントも実施する。
- ③ 毎日の作業は、協力業者リスクアセスメント（RA）を確認し、安全作業打合せ書で作業計画・作業手順を定め、作業にかかるリスクアセスメントを実施し、作業所長・職長の明確な指示のもと、全作業員に周知して作業を開始する。  
化学物質を取り扱う作業では、リスクアセスメントを作業員へ周知し適切な措置を講じる。

## 2. 安全衛生教育の推進

- ① SAKASHITA・COHSMSの実施・運用に関する教育の徹底を図る。  
担当=安全衛生室長及び各部門長・各部門システム推進員  
安全衛生委員会・月例会等で、安全衛生に関する事項等を発信する。
- ② 各種講習会への受講日を周知し計画する。  
建設業労働災害防止協会(建設業安全衛生教育センター・建災防宮崎県支部主催) 講座  
(公社)宮崎労働基準協会主催講座 等
- ③ 関係請負人（協力業者）への安全衛生教育を実施する。
  - ・各作業所は、毎月1回以上は建設工事従事者へ教育を実施する。
  - ・店社は、作業所へ毎月のヒヤリハット報告集計・パトロール結果報告等を資料として発信する。
  - ・店社は、各作業所の建設工事従事者への安全衛生教育を支援する。

## 3. 主要災害防止の具体的対策

### リスクアセスメントの確実な実施

店社・作業所は下記 1)～4)のリスクアセスメントを実施・運用する。

- 1) 店社リスクアセスメント（事故・災害報告、ヒヤリハット報告、店社パトロール報告にRA）
- 2) 作業所リスクアセスメント（各作業所は着工から完成までのRAを着工前に作成）
- 3) 各作業所における協力業者リスクアセスメント（各工種ごと協力業者がRAを作成し提出）
- 4) 化学物質等に関するリスクアセスメントについては、絵表示を確認してSDSを入手する。店社の「化学物質を取り扱う作業のリスクアセスメント」を実施して、作業員へ周知し対策を講じる。

#### (1) 墜落・転落災害の防止

- 1) 作業主任者の選任を必要とする作業は、その者の直接の指揮の下で行う。  
足場の組み立て等の作業では、特別教育修了者が従事する。(H29.7.1から義務化)
- 2) 墜落の恐れのある箇所での作業は、作業床を設け、その周辺には手すり等の措置を講じる。  
作業床の幅は、40cm以上、床材間のすき間は3cm以下、床材と建地とのすき間は12cm未満とする。(安衛則:563条)
- 3) 高さ2m以上の開口部、作業床の端部には、床面からの高さ90cm以上の手すり、囲い等及び滑動防止措置を講じた覆いを設ける。手すりを設けた場合には、中さん、幅木等を設ける。  
又、開口部であることの注意喚起の標識を設ける。  
必要により取り外した場合は、その作業が終了後、直ちに復元する。
- 4) 作業床の設置等で、高さ2m以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く）で、墜落により作業者に危険を及ぼすおそれがある次の各号に掲げる作業を行う場合には、防護網を張り、作業者に安全帯を使用させる等墜落による作業者の危険を防止するための措置を講じる。
  - (1) 鉄骨組み立て作業 (4) 屋根上における作業
  - (2) 足場の組み立て、解体又は変更の作業 (5) のり面等における作業
  - (3) 足場における作業 (6) その他墜落により作業者に危険を及ぼすおそれのある作業

上記の(1)～(6)において、高さ5mを超える箇所で作業者に安全帯を使用させる場合は、フルハーネス型の安全帯を使用させる。
- 5) 安全帯等の使用は、高さが2m以上の箇所で、次の各号に掲げる作業を行う場合には、防護網を張り、作業者に安全帯を使用させる等墜落による作業者の危険を防止するための措置を講じる。また、安全帯を使用する場合は、使用方法、使用条件を周知し遵守させる。

- (1) 開口部等における手すり、囲い、覆い等の防護設備の取り付け若しくは取り外しの作業又は防護設備を取り外して行う作業
- (2) つり足場における作業  
上記の(1)～(5)において、高さ5mを超える箇所で作業者に安全帯を使用させる場合は、フルハーネス型の安全帯を使用させる。  
ただし、前項4)及び5)の作業で、フルハーネス型安全帯の着用者が地面に到達するおそれがある場合の「高さ5m以下」は、胴ベルト型安全帯(一本吊り)を使用することができる。
- 6) 足場の作業開始前点検は職長、新設・一部変更等後の点検は、元請社員・作業主任者で行い元請の許可を受けて作業を開始する。また、足場の新設・変更の場合、元請社員は「点検簿」を作成して記録する。
- 7) 足場組立・解体作業は、その作業員と作業手順を確認してから作業に着手する。  
また、立入禁止措置については、その日の作業所全員に周知して作業を開始する。
- 8) 高所作業車・脚立・移動足場等を使用する作業は、作業所長に作業に最適な足場の使用許可を受け、使用時のルールを定め、そのルールを遵守して作業する。又、作業周辺(床など)に物など置かない。
- 9) 脚立・はしごは丈夫な構造のもので、著しく損傷、変形のないものを使用する。  
脚立を使用する場合は、脚立使用作業手順書(脚立の設置方法、作業方法等について)を作成し教育・周知する。また、作業に応じ可能な限り可搬式作業台を推進する。
- 10) ロープ高所作業では、身体を保持する器具を取り付けるロープ(メインロープ)の強度の確保に加え、安全帯を取り付けるロープ(ライフライン)の設置を行う。

## (2) 建設機械・クレーン等災害の防止

- 1) 機械の運転・玉掛け作業は有資格者が行う。OP者は資格証を携帯する。顔写真入カードを運転席に掲示する。
- 2) 建設機械(電動機械工具含む)・クレーン等(玉掛け用具を含む)の作業開始前点検記録の提出を受け確認する。又、月次点検・年次点検も確認する。
- 3) クレーン等の定格総荷重と吊り荷等との比較検討を的確に行う。  
移動式クレーン(H31.3.1以降に製造された)の吊り上げ荷重3t未満の定格荷重制限装置(直ちに作動を自動的に停止する装置)を備えているか確認すること。
- 4) 関係者以外の者の作業半径内立入禁止措置を講じるとともに、吊り荷の直下には作業員を立ち入らせないようにする。
- 5) 建設機械によるはさまれ・巻き込まれ・激突されによる災害防止のため、死角の確認等は誘導員の合図等による安全対策を実施し、人感センサー等の装置導入対策の工夫をする。特に車両系建設機械を用いて作業を行う場合は、機械の種類、能力、運行経路の設定、配置、運転者及び誘導員の配置、照明設備、標識等を盛り込んだ作業計画を定め、この計画により作業を行う。
- 6) 車両系建設機械を用いて作業を行う時は、運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生じるおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせてはならないので、誘導員を配置する場合を除き作業員を重機の走行範囲・作業半径内に立ち入らせないこと。また、運転者は、誘導員が行う誘導に従うこと。  
(安衛則第158条)
- 7) 車両系建設機械の運転について誘導者を置く時は、一定の合図を定め誘導者は合図を行う。(安衛則第159条)  
また、誘導者に腕章を使用されること等により、関係者が識別できるようにする。(グーパー運動の推進)
- 8) 車両系建設機械(バックホウ)による用途外使用は禁止する。
- 9) 車両系建設機械の運転中に飛来物又は落下物により運転者に危険が生じる恐れのある場合にあっては、当該車両系建設機械に堅固なヘッドガードを設ける。
- 10) 路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いて作業を行う場合で、転倒または転落による危険が生じるおそれのあるときは、転倒時保護構造(ROPS)、横転時保護構造(TOPS)を備えた車両系建設機械を導入・使用すると共に、運転席はシートベルトを着用する。
- 11) 架空電線等のある場所での作業は、感電防止対策(電路の移設・防護等)を行い、監視員を配置する。
- 12) 解体工事においては、解体用機械の運転者及び周辺作業者に対する安全教育の実施と安全対策の徹底。  
解体作業計画で作業員の作業場所(解体用機械立ち入り禁止)を周知し作業を行う。

## (3) 倒壊・崩壊災害の防止(地山掘削・土止め支保工・足場・型枠支保工等)

- 1) 仮設構造物の土止め支保工・型枠支保工・足場等は安全性を十分考慮し、耐えられる強度を確保する。
  - ・仮設構造物の土止め・型枠支保工・足場等を組み立てる時は、作業の方法、順序等の作業計画を定め、計画に従って組み立てる。又、解体も作業計画通り行う。
- 2) 作業主任者の選任を必要とする作業は、その者の直接の指揮の下で行う。  
安全帯及び保護帽等の使用状況を監視する。
- 3) 地山の掘削等の斜面崩壊による労働災害対策はガイドラインに基づいた点検・監視・防止措置を講じる。
  - ・日常点検は、作業開始前点検を行い作業終了時点検も実施する。
  - ・切土部の掘削高さが概ね1.5m～10m以下の斜面掘削作業では、着工前に実施する地質等の調査結果、及び発注者、調査・設計者、施工者(元方事業者及び専門施工業者)の3社が共通して用いる点検表を使用して斜面の状況を確認し得られた点検結果に基づく作業計画を作成する。

- 4) 作業計画書（安全作業打合せ書）の記載内容の充実（機械の配置・協議確認事項を正確に記入）を図り、関係者への周知を徹底するとともに、手順に基づいて作業する。
- 5) 安全なこう配を守り掘削する。すかし掘りはしない。
- 6) 法肩に残土等置かない。
- 7) 資材等は立て掛けして置かない。立て掛けする場合は、倒壊防止策を講じること。

#### （4）飛来・落下災害防止

- 1) 足場、型枠支工の組み立て・解体時等の作業は、安全ネット等の設備を講じる。
  - ・足場資材、型枠資材の飛来落下防止策として、養生シート、安全ネット張り等の措置を講じると共に、作業主任者・作業指揮者・合図者及び監視人の配置ならびに立ち入り禁止区域の設定等の措置を講じる。
- 2) 強風・台風時は、カラーコーン、足場安全ネット・朝顔、仮囲い、法面養生材等の点検、措置を講じる。
- 3) 材料等を仮置きする場合は、材料等をロープ掛け、シート等により、風、振動等による倒壊及び落下防止措置を講じる。
- 4) 資材置き場等での荷の運搬取り扱いは、荷崩れによる災害を防止するため、高さ2メートル以内にとどめるとともに通路を確保する。
- 5) 作業の性質上やむを得ず上下作業を行う場合には、作業間の連絡調整を徹底させるとともに、部材、工具類を落下させないように、作業者に吊り網、吊り袋等を使用させる。

#### （5）転倒災害防止

- 1) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消を講じる。
  - ・段差は足場板等で解消し、危険箇所は注意喚起目的のロープ、表示設置等の措置を実施する。
  - ・階段等を移動する時は、箱型の荷物を抱えて昇降しない。（段差で転倒する危険がある）
  - ・スラブ配筋上での作業・生コン打設等の足元確保では、通路段差解消・作業床幅400mm以上確保のため、メッショード等を使用する。
  - ・作業場内の整理整頓に努め、安全通路の確保を図る。  
5S：整理・整頓・清掃・清潔・躰に努め、安全通路を確保する。  
整理：要るものと要らないものを区分し、要らないものを一掃する。  
整頓：必要なものを、必要な時に、必要な量だけ安全に取り出せるように、物品の置き場、置き方を決めておく。
- 2) 転倒防止策として、働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリー対策を講じる。  
※働く高齢者のための安全確保と健康管理「エイジフレンドリーな職場を目指す！」

#### （6）交通労働災害防止

- 1) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」（厚生労働省）に基づく災害防止対策の推進。
- 2) 運転者に厚生労働省「職場のあんぜんサイト」にある「交通労働災害の現状と防止対策」を使用して関係者に交通安全教育を行うと共に、過労による交通労働災害を防止するため、疲労軽減への配慮や長時間継続した運転を行わせないよう管理する。
- 3) 見通しのきかない踏切、転落のおそれのある路肩等の危険箇所について交通安全情報マップ等による危険情報の共有、誘導による安全運転を励行する。
- 4) 作業者の送迎のためにマイクロバス、ワゴン車等を使用する場合には、安全な運行経路を指定し、あらかじめ指名した者に運転するよう努める。  
また、自動車の運転以外の業務の終了後に自動車の業務に従事させる場合には、疲労による交通労働災害を防止するための自動車の運転以外の勤務の軽減に配慮する。
- 5) 工事現場内での工事車両（車両系建設機械を除く）を運行する場合には、事前の運行経路の選定、現場内での速度制限、安全標識の設置、誘導者の配置等を計画的に実施する。
- 6) 走行前、途中、走行後自動車の点検を実施する。特にタイヤの摩耗等に注意する。
- 7) 過積載や偏荷重が生じないように積載する。
- 8) 運転者の定期健康診断の実施状況及び運転前の健康状態を把握する。
- 9) 同乗者にも必ずシートベルトを着用させる。
- 10) 飲酒運転及び運転中の携帯電話の使用等の「ながら運転」をしない。
- 11) 道路工事の走行路上の作業場所では、走行車両が現場内に進入するのを防止するため、交通整理員を配置し、囲い、柵、ガード等を設置する。
- 12) 作業所での駐車時は、車両の車止めの使用を徹底する。
- 13) 作業所内でダンプ等の車両をバックする時は、誘導者の合図に従う。（誘導員は笛等の補助具を使用する）
- 14) 道路交通法施行規則の改正「2022（令和4）年4月1日」に伴う酒気帯び確認業務については、安全運転管理者が実施する。2022（令和4）年9月までは、目視により酒気帯びの有無を確認する。  
2022（令和4）年10月からは、アルコール検知器を使用して酒気帯びの有無を確認する。  
確認した内容を記録し、1年間保存する。  
なお、作業所においては、毎日の作業安全打合せ書により、作業員を含めた確認を作業所長が行い、作業所長は、その確認された状況を、毎月安全運転管理者に報告する。

## (7) 石綿障害予防

- 1) 事前調査を実施する。
  - ①発注者からの石綿などの使用状況の通知（情報を入手する）
  - ②建築図面調査及び現地調査
  - ③分析による調査
  - ④事前調査の結果の記録、記録の写しの現場への備え付け及びその概要の掲示  
事業場の名称・調査方法及び調査場所・調査分析結果・調査者氏名及び所属・調査終了の年月日その他必要な事項を記載したものを作業場に掲示する。掲示する場所は、作業に従事する労働者及び周辺住民に見えやすい場所とする。  
石綿が使用されていない場合であっても、記録・掲示する。調査結果の記録（石綿則第3条第5項）は3年間保存する。
- 2) 建築物等の解体等の作業に伴う石綿作業除去作業、または改修工事等における封じ込みの作業を行う場合には、作業計画を定め作業を行う。
  - ①作業の方法順序
  - ②石綿等の粉じんの発散を防止し、または抑制する方法
  - ③作業者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法  
上記①から③までは作業計画を関係作業者に周知する。
- 3) 壁・柱・天井等に石綿が使用されている除去作業は、その作業を行う作業場所から隔離等の措置を講じる。その場合は、事前に作業計画を作成し隔離の方法等の措置を講じる。
- 4) 石綿を取り扱う業務または周辺業務に常時従事する作業者に対し、石綿に関する特殊健康診断を実施する。この健康診断の結果については当該作業に従事しないこととなった日から40年間保存する。
- 5) 石綿を取り扱う作業については、石綿作業主任者を選任し、作業を直接指揮させる。
- 6) 建築物等の解体等の作業に伴う石綿除去作業及び改修棟における封じ込めまたは囲い込みの作業については、作業者に対し特別教育を行う。（詳しくは、厚生労働省・環境省が公表している「建物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）」を参照のこと。）
- 7) 石綿等を取り扱う作業場には、関係作業者以外の者の立入りを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示する。

## (8) 粉じん障害防止、振動・騒音障害予防

- 1) 建築物の解体等における作業では、作業計画で飛散物等を把握して、湿潤化及び飛散防止対策を徹底する。
- 2) コンクリート造建築工事等におけるコンクリート研磨作業では、粉じんの発散程度に応じてグラインダにフィルタ付真空清掃機を装着するなどの粉じん発散低減対策を施し、呼吸用保護具の適切な使用等を徹底する。
- 3) じん肺法に定めるところにより、じん肺健康診断を行う。
- 4) ずい道等建設工事における粉じん対策を推進するため、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（厚生労働省）に基づき措置を講じる。
- 5) 屋内・屋外にかかわらずアーク溶接作業、岩石の裁断、岩石・鉱物の研磨、バリ取り作業（板金製品など加工された金属の残留物や付着物の削り取り）等に係る粉じんの有害性の認識の徹底、粉じん作業等の明示及び呼吸器用保護具の適切な使用を徹底する。
- 6) アーク溶接等作業は特定化学物質作業主任者の指揮の下で行い、従事する労働者には6ヶ月以内ごとに1回、特殊健康診断を実施する。
- 7) ロックウールのばく露による健康障害防止のため、作業手順を定め作業させる。
  - ・ロックウール吹き付け作業者に対し、粉じん発散防止及び換気の方法、保護具の使用方法有害性についての教育を実施する。
- 8) 振動障害（ばく露）等予防については、作業方法の改善、作業手順の作成及び関連した作業を組み込ませる等の実施によって、振動へのばく露ができるだけ少なくなるようにする。  
振動工具取り扱い作業者には、防振手袋を、騒音についても基準値85dB以下の場合も、作業状況を判断し耳栓及び耳覆い等の適正な安全衛生保護具を使用させる。  
具体的な振動工具を用いた作業計画書を作成し、作業者に周知徹底を図る。  
振動障害防止対策は、振動工具の使用時間の管理・防振手袋の着用の徹底・特定の労働者に作業が偏らないようとする。  
※振動工具の一例：ピックハンマー、コンクリートバイブレーター、草刈り機、チェーンソー  
※伐木作業等は、切削防止用保護衣着用を徹底し、「伐木・チェーンソー作業従事者特別教育」を修了している方が従事する。
- 9) 「騒音障害防止のためのガイドライン」（厚生労働省）を遵守し、車両系建設機械による掘削、積み込みを行う坑内の作業場、圧縮空気により駆動される手動電力工具を取り扱う業務、岩石等を動力により破碎・粉碎する業務、コンクリートカッターによる道路舗装のアスファルト等の切断業務、チェーンソーによる立木の伐採作業等による騒音障害を防止するため、次の措置を講じる。
  - ・音源に近接する場所において、作業が行われている時間のうち、騒音レベルが最も大きくなると思わ

れる時間に、当該作業が行われる位置において等価騒音レベルの測定を行う。

- 10) 測定の結果85dB(A)以上 90dB(A)未満の場合は、必要に応じ作業者に防音保護具を使用させる。90dB(A)以上の場合は、作業者に必ず防音保護具を使用させると共に、保護具使用を標識により掲示する。
- 11) 著しい騒音・振動・水質汚濁・粉塵等を発生させる有害な作業では、使用する機械の変更・工法の改善等の措置を講じる。

#### (9) 熱中症予防

- 1) 快適な職場環境の形成をはかり、夏場における熱中症予防の対策を講じる。
  - ・熱ストレスの評価を行う暑さ指数は、WBGT測定器を設置するなどしてWBGT値を活用する。  
(測定器は黒球付きを使用する)
    - ・WBGT値測定器による測定結果が、基準値を大幅に超える時は、原則として作業を行わないことも含めて作業時間の見直しを図る。
- 2) 服装は、透湿性、通気性の良いものにし、空調服等の採用に努める。また、通気性の良い保護帽や後部に日よけのたれ布を取り付ける。
- 3) 作業場所に冷却水、氷水またはスポーツドリンクを置くなど、十分な水分、塩分の補給が行えるようにし摂取状況を確認する。
- 4) 作業場には休憩所を確保し、適切な休憩時間や作業休止時間を設け、作業者の疲労の回復を図る。
- 5) 健康診断の結果から作業者の日常の健康状態を把握すると共に、作業開始前に前日の睡眠等の生活の状態、体調を確認し、これに応じて適正な配置を行う。
- 6) 作業中は、作業者の作業状態に異常がないかを確認するため、頻繁に巡視を行うほか、複数の作業者がいる場合には、作業者同士で声を掛け合う等、相互の健康状態を留意させる。  
作業を管理する者及び作業者に対して、熱中症の症状、熱中症の予防方法、緊急時の救急措置、熱中症の事例等について労働衛生教育を行う。  
※熱中症の症状と分類（軽症・重症度を分類している表）等を参照し、異常を認めた時は、躊躇することなく救急隊を要請すること。
- 7) 高温多湿作業場所で、作業する作業者及び新規入場者など熱慣れしていない作業者については、徐々に熱に慣れさせる期間（順化期間）を設けるなど配慮する。

#### (10) 化学物質等の危険有害性防止対策の徹底

- 1) 土木工事での鉄筋防錆材（サビラーズ）塗布、建築工事での塗装・防水工事等、化学物質の材料を取り扱う作業では、化学物質の危険有害による作業者の健康障害を防止するため、「化学物質等による危険性または有害性等の調査等に関する指針」等に基づき措置を講じる。  
化学物質の管理に資するため、危険有害性の表示と化学物質等安全データーシート（SDS）を確認して、店舗の「化学物質を取り扱うリスクアセスメント」を実施して、その危険有害性を作業者に周知し対策を講じる。また、作業者に対して化学物質の危険性等について労働衛生教育を実施する。

#### (11) 新型コロナウイルス感染防止

- 1) 新型コロナウイルス感染防止対策については、重点実施事項(12)に掲げる6項目の実施を徹底する。  
また、全国・地方・地域の感染者等の状況を把握して、防止対策の対応を講じる。

#### (12) 健康保持増進・メンタルヘルス対策の推進

- 1) 常時使用する作業者に対し、雇入れ時及び定期の健康診断を行う。
- 2) 定期健康診断の結果、有所見者は自分の健康は自分で守るという自己管理意識を持って対処する。  
(健康診断結果により、かかりつけ医の指導の下健康管理を行う)  
  
< 安全衛生作業の基本はまず健康 >
- 3) 作業者の健康保持増進のため、健康状態の把握に努め、心身両面にわたる健康づくり及び健康に関する教育を行う。また、快適な職場環境の形成に努める。
- 4) 高年齢作業者が安心して働く職場環境づくりに努める。
- 5) 「高年齢労働者と安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく加齢による身体機能低下によるリスク等を考慮した措置の推進を図る。
- 6) 健康診断及びメンタルヘルス不調の予防のため、ストレスチェックを実施する。  
メンタルヘルス対策については、「坂下組におけるストレスチェック制度対応について」を基に、「ストレスチェック制度実施規程」に定めた事項に基づき実施する。  
また、メンタルケアに関する教育・情報を提供するなど快適な職場環境の形成・改善に取り組む。
- 7) 建設現場に特化したメンタルヘルス対策である「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」等を活用したメンタルヘルス対策及び職場環境改善の取り組みの実施を推進する。
- 8) 受動喫煙防止対策を徹底する。  
専用の喫煙所を設置できない場合は、屋外喫煙所を設置する。ただし、労働者の日常使用している通路及び休憩所建物等への出入り口などには設置しない。労働者が直近で受動喫煙を受けない場所に設置する。また、第三者の通行帯・近隣家屋等、隣接する場所に設置する場合は、屋外排気等には十分考慮する。

#### 4. 火災災害の防止及び電気災害防止

- 1) 火気を使用するときは、火元責任者を定め、使用の都度「火気使用届」を提出させ、使用中・使用後の点検と確認を行わせる。
- 2) 火気を使用する作業は、消火器・防水用水・砂等を常に適切な場所に配置する。
- 3) 引火物・爆発物等は、保管場所を定め、危険物の表示をするとともに、その付近での火気使用を厳禁する。
- 4) 消火器の設置場所の周知と使用方法の訓練を行う。
- 5) 電気工事の計画及び作業中に必要事項を調査し、感電防止に必要な計画を立て作業を実施する。
  - ・架空電線の近接状況
  - ・地中電線の敷設状況
  - ・電気機械器具等の電気使用設備の種類及びその状況
  - ・受変電設備の状況

#### 5. 安全施工サイクル活動の確実な実施

- 1) 毎日の実施事項
  - ①安全朝礼
    - 作業所全員によるラジオ体操の実施・協力業者からの作業内容、安全衛生実施事項の報告
    - 元請けからの作業間連絡調整・安全衛生指示、指導事項・行事予定等の周知
    - (※作業計画掲示板等で、作業間の連絡調整、立ち入り禁止箇所・安全通路等の周知を実施する)
    - 健康状態の確認
      - ・朝礼時 検温、酒気帯びのチェックを実施する。
  - ②安全ミーティング
    - 作業計画に基づく、手順・RA・KY(行動目標) の実施
    - 作業員への作業間の連絡調整・指示の徹底
    - 作業員の健康状態確認
  - ③作業開始前点検
    - 足場・設備・機械・電動工具等の点検・持込時点検を作業開始前に実施する。
  - ④作業所長の巡視
    - 不安全状態・不安全行動等々排除・是正・指導を徹底するとともに、巡視の結果（記録）を朝礼・打ち合わせ時等の指導に反映する。
  - ⑤作業中の指導・監督（職長・作業主任者・安全衛生責任者）
  - ⑥安全工程打ち合わせ（当日の作業間調整・翌日の作業間調整・作業予定等）
  - ⑦持ち場後片付け
    - 協力業者ごと持場の後片付けを徹底する。 5 S運動（整理・整頓・清潔・清掃・躰）を実施する。
  - ⑧作業終了時の確認・報告
    - 協力業者の元請けへの報告（安全打ち合わせ書欄にある、作業終了時間を記入する）
    - 退場時に酒気帯びのチェックを実施する。
- 2) 每週の実施事項
  - ①週間工程打ち合わせ・週間一斉片付けを実施する。（各作業所は実施日を月間工程に記入する）
- 3) 每月の実施事項
  - ①災害防止協議会の開催（毎月1回開催する）
  - ②定期点検・自主点検
    - 持込機械・設備・機器等の定期点検を実施する。
  - ③安全衛生教育
    - 安全衛生教育を毎月1回以上定期的に行い、安全衛生に対する感受性の養成に努める。
- 4) 隨時行う活動
  - ①入場予定者との事前打ち合わせ
  - ②新規入場者教育
    - 各作業所ごとの特性を踏まえた、事項を教育する。
  - ③持ち込み機械等の届出

#### 6. 安全衛生パトロールによる災害防止の指導強化

- 1) 顧問・安全衛生室長・部門長・協力業者事業主によるパトロールは、視点を明確にして実施し、実態の把握と指導を徹底する。是正指示・是正確認の記録を厳格に行う。

## 安全衛生管理活動の留意事項

### 1. 建設労働災害、公衆災害の防止への取り組みについて

- ① 事前調査を実施し、「施工計画検討会・記録」に予想される災害防止対策を漏れなく反映させる。  
(施工計画検討会・記録： 部門長・作業所長・部門主任社員・安全衛生室長・協力業者 参画のもと作成)
- ② 公衆災害防止のため、工事関係者以外の第三者の災害を防止するため、「建設工事公衆災害防止対策要綱（国交省策定）の土木工事編・建築工事編」に基づき保安施設等を設置する。
- ③ 国交省が示した「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」に基づき、その防止対策の徹底に努める。
- ④ 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく交通安全管理を徹底する。

### 2. 安全衛生管理体制の確立と組織的な取り組みについて

店舗及び協力業者を含めた安全衛生パトロールによる災害防止対策の指導を強化する。

社内規定「安全衛生パトロール実施要領」に基づき実施し、是正指示と是正報告・是正確認を徹底する： 報告・記録・保管尚、指摘事項の他現場への水平展開=安全衛生室長がパトロールの結果を取りまとめ各部門長に配付・部門長は部会で水平展開を徹底する。

作業所長は、作業所災害防止協議会等での協議を含め、協力業者の職長及び作業員と一緒に災害防止対策に努める。

### 3. 日常の安全衛生管理活動の取り組みについて

- ① リスクアセスメントに基づくリスク低減措置（安全作業打ち合わせ書の充実）  
各工種着手前（施工計画・作業計画・作業手順）のRAを、毎日の作業打ち合わせ書の作業手順に反映し、実施状況を管理する。  
毎日のRAを実施し措置を講じた後は、KYを実施し、行動目標（具体的）を設定して参加者全員で唱和する。
- ② 作業所長による安全巡視を毎日実施し、不安全状態・不安全行動を排除する。  
毎日午前・午後各1回不定期に実施し、朝礼・安全打ち合わせ書で指示したことが遵守されているかの観点で巡視し、その結果を安全・工事日誌及び安全作業打合せ書に記録する。
- ③ 労働安全衛生関係法令・社内規定の遵守（法令違反は絶対しないこと。確実に遵守すること。）
- ④ 毎月の安全教育・訓練の充実  
4時間/毎月の安全教育・訓練に講師等を招いての教育実施及びタイムリーな安全教育・訓練を実施する。  
交通事故防止対策（もらい事故を含む）についても教育・訓練を行う。
- ⑤ 安全施工サイクル活動を確実に実施する。  
無事故・無災害による工事完成を目的に、施工と安全を一体的に推進することを目指す。

### 4. 安全衛生管理に関する創意工夫への取り組みについて

- ① 墜落・転落、飛来・落下・転倒、激突され、はまれ・巻き込まれ、交通災害防止等での設備の工夫を実施する。
- ② 安全衛生教育、講習会、安全衛生パトロール結果により得られた情報等の創意工夫、及び「見える化：あんぜんプロジェクトを参考」等の事例を水平展開する。
- ③ 作業環境が厳しい作業所での環境改善等に関する工夫を実施する。
- ④ 作業中の道路等の事故防止。一般車両突入時の被害軽減対策及び一般交通確保等のための工夫を実施する。
- ⑤ 先進の安全設備、機械の導入（採用）
- ⑥ 標識・ポスター等による注意喚起（危険の見える化）等の推進

### 5. 安全協議会活動に関する取り組みについて （注）他業者と近接して工事を行う場合の協議会も含む

- ① 安全協議会の会長、副会長に積極的に立候補してリーダーシップを図る。
- ② 率先して安全協議会の開催、安全衛生パトロールの計画・実施に参加する。

### 6. 地域社会から評価されるような安全職場実現への取り組みについて

- ① 定期的に作業所周辺を清掃する。
- ② 作業所の情報・宣伝活動を推進する。（工事予定等の掲示板設置等…）
- ③ 過積載防止に積極的に取り組む。
- ④ ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への配慮を行う。
- ⑤ 保安帽に協力業者名及び作業員氏名（正面へ名字（ひらがな）の貼付を行う。）  
作業所における作業員としての責任感を自覚させ、発注者、地域住民の信頼を得る。
- ⑥ 使用機械、工事車両へ会社名等を表示する。  
当社工事用の機械、車両であることをアピールする=他社との区別を明確化させる。  
OP者の資格証写し・顔写真入カードを運転席外部に掲示する。

### 7. その他の取り組み

- ※ 必要とする作業への明確化を図り、職務に対する自覚を促す。  
・職長・作業指揮者・作業主任者・監視人・誘導者・免許等々について腕章着用又は保安帽への貼付をする。
- ※ 職長・安全衛生責任者の常駐について  
・協力業者（1次・2次・3次・・）の職長・安全衛生責任者は職長・安全衛生責任者教育を受講した人を作業期間中は常駐させる。  
・平成18年3月迄の教育受講者（終了者）は再教育を受けさせる。

# 安全施工サイクル

